

(第3期) 第3回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

1 日時

平成30年5月31日(木) 午後1時30分から4時30分まで

2 会場

大手公民館 大会議室

3 出席者

(1) 委員

荒牧重人会長、森本遼副会長、西森尚己委員、豊嶋さおり委員、齊藤茂委員、大月悦子委員、一ノ瀬浩子委員、柳澤厚志委員、角田恵子委員、須澤加奈子委員、吉澤由紀子委員、臼井和夫委員、岡田忠興委員、山口茂委員

(15名中14名の出席があり、過半数を満たすため、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第16条第2項に基づき、会議成立)

(2) 事務局

こども部長、こども育成課長、育成担当係長、児童担当係長、育成担当

4 部長あいさつ

それぞれの立場で松本市の子どもたちのために力を尽くしていただいていることに感謝いたします。

本日の報告事項にもありますが、子どもや若者の成長を後押しする新たな取組みについては、今年の松本市政の目玉です。シルバーデモクラシーに対し、キッズアンドユースデモクラシーとして未来を担う子どもや若者の後押しに取り組んでいます。予算編成もかなり力を入れており、全体で27億円の予算のうち6億円が子どもや若者のために拡充されています。

しかしながら、重要なのは予算が付いたその後のことです。予算を元に、施策に魂を入れて取り組むことが重要ですので、引き続き皆様の力をお借りしながら、すべての子どもにやさしいまちづくりを推進していきます。

5 会長あいさつ

民法の改正案が閣議決定され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられる見通しとなりました。今年の6月からは、憲法改正に係る国民投票も18歳から選挙権を有するようになります。子どもが十分な力をつけられていない状況のなかで、18歳成人に向け、子ども期から若者期にどう力をつけていくか、様々な取組みが必要になります。

松本市は、条例に基づき、家庭や学校のみが子どもを育てるのではなく、まち全体で子どもの育ちを支えていこうという取り組みをチャレンジングにしています。ところが、最近の国会の様相のように、大人社会は信用できないという状況を大人が生み出しています。改めて子ども支援と子どもの育ちをどう支えるかを委員会で考え、行政並びに市民、NPO団体と一緒に取り組んでいきたいと考えています。松本市が条例を策定し、松本に関わるすべての子どもにとってやさしいまちになるように進めている取組みは非常に貴重です。本委員会は、それを推進するための

委員会です。第3期の委員会としては、これまでの推進計画をどこまで実施できているかという検証を引き続き進めながら、今日的課題についても検討を進めていきます。今日は、児童相談所から虐待について話題の提供をいただきます。いじめや貧困等、様々な課題に、条例や計画がどう対応しているのか、第2次計画では今日的課題にも十分対応できるものにしていく必要があります。美辞麗句だけを並べた計画を作ればいいのかというのではなくて、どこまで計画が実施できているのかということ踏まえていかなければ、実情が伴わない計画になってしまいます。第1次の計画を中心にしながら、中間報告をふまえ、更に今日的課題にどのように対応していくかについて検討していきたいと思います。

6 会議事項

(1) 中間報告に対する事業への反映について（報告事項）

《事務局 資料に基づいて報告》

【会長】

一番心配しているのは、条例の認知度についてです。中間報告では、条例について少なくとも4人に3人が、こころの鈴については5人に4人が知っているという数値目標を掲げています。これは他の自治体に比べても高い数値目標であり、その点を担当課並びに庁内はどの程度自覚しているのでしょうか。特に、こころの鈴については、5人のうち4人が知っていれば、SOSを出したいけれど、どこに相談すれば良いか分からない子どもにまで、口コミで広がっていくことを考えています。あえて数値目標を掲げた自覚が庁内に浸透しているか、広報・普及に関しては気がかりなところではあります。

それでは、中間報告でそれぞれのグループの責任者となられた委員から、質問等がありましたらお願いします。

【委員（権利の普及と学習への支援グループ）】

冒頭の文章のところでは、ただいまの認知度の数値目標に加え、乳幼児期、保護者を含む学童期、大人までの継続的かつ持続的で、きめ細やかな啓発と学習支援の必要性を述べています。特に、乳幼児期の保護者への学習支援は重要で、ママとパパの教室やこんにちは赤ちゃん事業等、具体的に事業名を挙げて連携をしてほしいと書いてありますが、今回の資料で、その部分についての具体的な回答は触れていただいていますか。

【事務局】

この部分は、確かに対応状況として触れられていません。

【委員（権利の普及と学習への支援グループ）】

調整も必要なので、急な対応は難しいと思います。同じく普及に対して、紙芝居の活用や絵本の作成、セカンドブックの導入について、いずれも関係課の調整が必要だと思われるので、早急ということではありませんが、いつ頃を目途に検討していくのか、時期についても報告資料に入ってくると良いと思います。特に、今年度は子どもの権利のアンケートを実施することになっていますので、アンケート結果として上がってくる認知度の数値は特に大切です。ア

ンケートまでに周知に注力し、取り組んでいかないと認知度は上がってこないと思いますので、早急に手を打つ必要もあると考えています。

【委員（相談・救済の充実グループ）】

今の話と重なりますが、こころの鈴の認知度については、アンケートまでにどの程度周知できるか気がかりです。こころの鈴のカードは引き続き教職員への周知の意味も含めて配っていただいているということですが、学校からの配布物は子どもの目に留まらないことも多いとこれまでも意見が出されています。学校長に話を通し、学校長から教員に話をし、教員から子どもに伝えるなど、周知の方法を考えていくことも大切だと思っています。

【委員（意見表明・参加の促進グループ）】

前回は引っかかっていたところですが、中間報告にて、学校で意見表明しやすい環境づくりについて、「プロジェクトチーム」という文言を入れてあります。これまでの経験から、人権教育の委員会のように、中心となってくれる部会を作らないと学校は動いてくれないのではという思いがあります。実践事例を作るとの回答がありますが、学校の先生は真面目なので、事例を出すようにと言われれば、提出があると思います。しかし、意見表明・参加を一步進めるための取り組みとして、校長と担当の先生が一緒になって話し合えるような場を作ってもらいと、先生の意識が変わってきます。先生方の意識を高めてもらうためには、担当の先生だけでなく、他の先生を巻き込んで取り組んでいくことも大事ではないかと思っています。実践事例集を作るというのも良いのですが、一步進んで、組織的なものを作っていただけるとより良いと思います。

【委員（居場所づくりの促進グループ）】

全体によくまとめていただいておりますが、条例ができたことにより何が進展したのかというところが見にくいと感じています。居場所づくりについては、条例がなくてもやってきたことがたくさんあると思いますが、条例による進展をもっと分かりやすく示していただきたいと思います。公園の遊具に関するアンケートについても、子どもからの要望が多い遊具を設置していくことも大切なことですが、実際に公園を作る時に子どもを交えて、どんな公園が良いのか考えていくことができる仕組みができれば良いと思います。

【会長】

こうした条例や計画というのは、行政だけが推進すれば良いのではなく、子どもを含め、市民や関係機関への周知をすることが大切です。そのためには、市民にも分かりやすい提示をしなければなりません。今回の資料は、行政側が見るとどのように進展しているか分かりますが、市民がどこまで把握できるかは分かりません。市民と一緒に問題に取り組んでいくために、どんな資料の見せ方をすればいいのかも検討していきたい部分です。

また、本委員会では、通常のPDCAサイクルを超えた検証を行っていますので、事業の結果について評価を行う行政側も、利用者が何人であったか等、単に数値で結果を示すのではなく、事業の前後で子どもにどんな変化があったのか等、条例の視点をもって示して欲しいと思います。事務局でも取りまとめには苦労していると思いますが、各課から提出された資料を見て、条例の視点での評価が足りないと感じる部分があれば、更に聞き取りをするなどの対応

を考えてほしいと思います。

松本市の取組みが着実に進んでいることは間違いありません。ただ、子どもたちが現在おかれている状況に対応するためには、様々な手を打たなければいけないということを前提に議論しています。決して行政が取り組んでいないと言っているわけではありません。

(2) 子どもや若者の成長を後押しする新たな取組みについて（報告事項）

《事務局 資料に基づいて説明》

【会長】

新聞報道等でご存知の方も多いと思いますが、質問等ありますか。

【委員】

子どもの未来応援事業についてですが、居場所づくり事業に対する交付金の条件を緩和され、説明会も実施されたと聞きました。緩和されたことで応募団体はどれくらい増えているのか等、募集に対する状況や今年度の方向が分かればお願いします。

【部長】

要件緩和について、大きな点は、定期的な居場所の開催が子どもにとって大事だと考え、事業を月に1回開催するのが最低条件としていたところを、地区によっては農繁期との兼ね合いで毎月1回の開催が難しいことから、概ね月1回、年12回の開催に変更しました。緩和による効果として、4月から新たに2団体が居場所づくりに取り組んでくれているほか、居場所づくり事業に向けた相談が3団体ほど増えており、昨年よりは実施団体が増えるのではないかと考えていますが、想定ができないことから、拡充額については増減なしとなっていますが、必要になれば補正を組んでいくようになります。

【会長】

子どもや若者が知識を深め、自らを高める活動を応援する事業として挙げられている、議会運営費について、子どもが主体的に議会を知る取組みとして、一般的によく行われているのは、子ども議会ですが、これはほぼイベント的であり、子どもが自ら会議を開いて、それを応援する仕組みをもっている自治体もあります。資料を見ると、「議会だより」を発行して、議会の側から子どもに向けてメッセージを発しようとしているように思えますが、子どもの権利条例を制定している松本市からすれば、少なくとも子どもたちに必要なものを子どもから発信するなり、子どもが議会や議事に関心を持つような手立てを考えてもいいのではないかと思います。何か検討がなされていますか。

【事務局】

議会では、若者との交流を大切にしており、出前講座を行っています。実際に高校生等との交流実績があります。未来委員会でも、子どもたちが市長に提言するという部分が議員の活動に似ていることから、議員の仕事はどんなことか勉強するとともに、まちづくりについて、議員や大人の考えと子どもの考えを伝え合う、意見交換の場を設けられるよう、調整しています。

【会長】

そういう取組みが重要です。子どもの権利条例や推進計画を策定しているなかで、子どもの捉え方、子どもの位置付け、権利の保障という観点を活かしながら、事業を展開する視点を持ってもらわなければ、条例のない自治体と同じ事業展開になってしまいます。議会運営費で議会だよりを発行するとしても、そこでの子どもの位置付けは、他の自治体とは当然違いますという意識を持ってもらうよう、担当事務局から庁内の連絡会議や担当課に発信することが大事なのではないのでしょうか。大変と思いますが調整をよろしくお願いします。キッズ&ユースデモクラシーも子どもの権利条例に基づいて進める視点を是非持ってください。

(3) 平成29年度松本のイメージ・暮らしに関する調査報告について（報告事項）

《事務局 資料に基づいて報告》

※ 質問等なし

(4) 平成29年度実施事業量等調査結果について（協議事項）

《事務局 資料に基づいて報告》

【委員】

学習パンフレットが今年度も配られたと思います。授業等で使っても使わなくてもいいというのではなく、学習への位置付けを明確にし、必ず使用してもらえるようにしてほしいと思います。教員へのアンケートも行ったと思いますが、結果は出ていますか。

【事務局】

アンケートは現在集計中で明確な数値を出すことができませんが、委員となっている校長先生方の後押しもあり、単に配布するのみでなく一度は取り扱ってくれた先生が増えた印象があります。今回はアンケートとパンフレットを一緒に配布したので、アンケートの回答にあたって使用してもらえたのかもしれません。

【委員】

パンフレットのアンケートの結果を楽しみに待ちたいと思います。

前段の松本のイメージ・暮らしに関する調査の報告では、条例の認知度がやはり低い結果でした。子どもの権利のアンケートに向けてというだけではありませんが、周知活動はやはり大切に考えてほしいと思います。乳幼児期やその保護者、これからの保護者になる親に向け、健診の時に条例のチラシを配るなど早急に対応が必要だと思います。保護者向けの周知も継続して実施してほしいと思います。

【委員】

イベント等で子どもの出番を作ってもらっていると思うが、子どもを使うと集客になるというのも一つの考え方ですが、子どもたちの方から何かやりたいという意見が出たときにどうす

るのか、どうしているかも考えていってほしいです。

【会長】

このあたりについて、学校の方から何かありますでしょうか。

【委員】

学習パンフレットの作成に関わりましたが、教員へのアンケートをパンフレットと同時に配るというのは一つの作戦でした。今回のパンフレットには使い方の例がついていたことも活用につながったと思うので、良いスタートが切れたと思います。本校では、各担任の先生方にも取り扱いについて周知したところ、最後のページのある子どもの権利宣言の記入欄も、子どもたちは子どもなりに考えて、一生懸命書いてくれている様子でした。

私は、人権教育担当の会議にも出席しているのですが、そこでも学習パンフレットが話題に上りましたので、各校で取り扱ってもらうように話をしました。

【委員】

パンフレットは非常によくできていると思います。本校の校長講話でも取り扱いました。松本市がなぜこんなにも子どもの権利を大切にしているのか、大切な4つの権利と共に話をしていきました。前回の会議で、パンフレットに記載されている「権利は自分だけのもの？」というコラムが話題になりましたが、この点について、子どもたち自身がお互いを大切にすることは大人がいくら頼んでも、子どもたち自身の意識がなければ実現されないことであり、大人は子どもたちの権利が守られるように頑張るので、子どもたちにも自分と友達を大切にしてほしいと伝えました。

また、生徒手帳には、困った時の相談窓口として、こころの鈴やはグループが載っていることも話し、子どもたちに実際に生徒手帳を確認してもらいました。想定的时间を超えてしまい、記入欄までは校長講話で扱えませんでした。各教室に帰った後に記入するようにしてもらいました。

【委員】

条例がチャレンジングであることについてですが、子ども達の意欲を大切にしていきたいと思っています。子どもたちが「何かやりたい」という気持ちを実現できる場所があることは、子どもの成長のために大切です。県内のある自治体では、お祭りの際に子どもが出店するなどのチャレンジを後押ししています。子どもの意欲を後押しするには、まずは子どもたちの意見の吸い上げをする場所が必要です。子どもたちは、居心地が良い場所を見つけるとその場所を継続して利用するようになります。様々な居場所にいる中高生の声をきいて、意見を吸い上げ、何か実現したいことがあれば、それを後押しすることは、子どもの成長につながります。

【委員】

中学生の子どもがいるのですが、学校からの配布物を見ると、ただもらって来ただけという場合も多く見られます。しかし、今回のパンフレットの「子どもの権利宣言」の欄には、子どもなりに考えた内容が書かれていました。学校で指導してもらった成果だと思っています。

【委員】

パンフレットの宣言の欄について、子どもたちが自分でできることを決意表明させることは大切なことですので、良いことだと思っています。

先程から話題に上がっている認知度の低さは、コマーシャルが足りないことが原因だと思っていますので、例えば市内の高校生や大学生から子どもの権利の音楽を募集したり、駅前に「K K J（子どもの権利条例）のあるまち松本」の横幕を掲げる等、なにか新しく周知に力を入れてほしいと思います。

【会長】

周知については、仕組みの問題もあると思いますが、教育委員会とも連携して進めていってほしいと思います。乳幼児期から切れ目のない周知について、中間報告で具体的に提言していることを中心に検討を進めてください。

(5) 子どもをめぐる今日的課題「虐待」について（協議事項）

《話題提供者（児童相談所所長） 資料に基づいて説明》

（要旨）

- ・ 児童虐待は、会社での上位者である経営者から搾取等ストレスを受けた労働者である父が、家庭では上位者となり、下位者である妻や子を虐待するといった社会全体の構造の中で起きている問題であり、子どものみを救えば解決するわけではない。
- ・ 貧困家庭の子どもが虐待を受け、その子どもが学校でいじめ等の問題行動をするなど、虐待・いじめ・貧困の問題は全て繋がっており、切り離されるものではない。
- ・ 虐待を始めとする子どもの逆境的体験は、一時的な身体的、精神的ストレスのみならず、その後の発達や成長、生活に長期的に影響を及ぼしていく。
- ・ 子ども時代に虐待を受けていた者が、必要な支援を受けられないまま大人になり、家庭を持ち、自らの子を虐待してしまう、虐待の世代間伝達という問題がある。
- ・ 虐待を受けた子どもが施設で保護されるのは、僅かなケースであり、多くは面接指導である。また、法改正により、子どもたちのケアは、大きな施設から里親による家庭養育にシフトするようになった。県や児童相談所では、そのための支援の仕組み作りや里親の育成を進めている。

【会長】

現場での貴重なお話を聞かせていただき、ありがとうございます。日頃たいへんご尽力いただいていることと思います。第2期の計画では、こうした今日的課題への対応も含めて考えていきたいと思っています。何か質問等がありますでしょうか。

【委員】

実際に現場で尽力されているなか、里親のなり手を増やすには、どういったことが必要で、また、どういった問題があるとお考えでしょうか。

【話題提供者】

新たな里親の発掘や育成、里親になった後の支援をどれだけできるかが重要だと考えています。そのためには、乳児院のバックアップも必要です。

【委員】

人と人との関係なので、たとえ里親に預けられてもそれで子どもが救われるかと言うとそうではないと思います。里親との関係が上手くいかなかった場合、また施設に戻るということになるのでしょうか。

【話題提供者】

確かに、里親に預けられれば、それだけで子どもが幸せになるかと言えばそうではないと思います。日本は、全体的に対応が遅れていると感じていますが、先進国の報告でも、子どもが里親に預けられれば、それで全てが上手くいっているわけではなく、様々な里親を転々とする子もいるようです。しかし、国際的な研究では、大型の施設で養育するよりも、小規模な家庭で養育する方が子どもにとっては良いとされており、この流れに乗って、工夫、研究していくことが必要だと考えています。

【会長】

先程法改正のお話がありましたが、国は数値目標を挙げながら、諸問題を児童相談所や自治体、里親等に押し付けているのが現状だと思います。委員会では、子どもの最善の利益を実現するためにはどうしたら良いかという検討を進めているところであり、里親への支援や多様な背景がある子どもへの対応は条例や計画でも十分に触れていない箇所もあります。引き続き、第2次計画に向け、検討していきたいと思います。

7 その他

次回委員会は、7月26日（木）の午後1時30分から、今日的課題として貧困に対する研究を進めるほか、子どもの権利アンケートを議題に取り扱います。